



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 ラックホールディングス株式会社 代表社名 代表取締役社長 三 柴 元 (JASDAQ・コード番号:3857) 問合せ先 広 報 部 長 梅田 道幸 電話 03-5537-1406

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成21年6月23日開催予定の第2回定時株主総会に、議案「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の目的

(1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を 改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下、「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子 化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第9条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する 定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (2) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するために、現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (3) 上記変更に伴い、条数の繰り上げ等を行うものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 23 日 (火曜日) 平成 21 年 6 月 23 日 (火曜日)

## 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

		(下様は変更部分を小し			
現行定款		変更案			
第1章 総 則			第1章	総則	
(目的)		(目的)			
第2条	当会社は、次の事業を営む会社およびこれらに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を取得、所有することにより、当該会社の事業	第2条		(現行どおり)	
	活動を支配、管理することを 目的とする。 (1) 情報システムの企画、設 計、開発、構築、管理、保守、 運営、賃貸および販売ならび にこれらの受託、指導および		(1)	(現行どおり)	
	コンサルティング (2) 情報システムに関する ソフトウエア、ハードウエア の企画、開発、製造、保守および販売		(2)	(現行どおり)	
	<ul><li>(3) 情報システムに関する</li><li>教育、研修および訓練</li></ul>		(3)	(現行どおり)	
(新設)			<u>(4)</u> = ;	ノピュータによる受	
			<ul><li>託計算業務</li><li>(5) コンピュータに関する</li><li>各種ハードウエアおよび各</li><li>無いコトウエアの電子業別</li></ul>		
	(新設)		引に関す (6) コン	<ul><li>ウエアの電子商取</li><li>る一切の業務</li><li>ビュータシステム、</li><li>線等の賃貸および転</li></ul>	

(4) インターネットへの接	( <u>7</u> ) (現行どおり)
続サービス	
( <u>5</u> ) インターネットを利用	( <u>8</u> ) (現行どおり)
したソフトウエア利用に関	
するサービス	
( <u>6</u> ) インターネットを利用	(9) (現行どおり)
した通信販売および業務処	
理サービス	
( <u>7</u> ) その他インターネット	( <u>10</u> ) (現行どおり)
を活用する付随サービス	
(8) 情報処理サービス、情報	( <u>11</u> ) (現行どおり)
通信サービス、情報提供サー	
ビスおよびその他情報サー	
ビス全般	
(9) 情報システムおよび情	( <u>12</u> ) (現行どおり)
報サービスに関する調査、研	
究、開発およびコンサルティ	
ング	
(10) 図書刊行物の出版、編	( <u>13</u> ) (現行どおり)
集および翻訳	( )
( <u>11</u> ) 労働者派遣事業	( <u>14</u> ) (現行どおり)
(12) 有料職業紹介事業	( <u>15</u> ) (現行どおり)
(新設)	(16) 電気通信事業法に基づ
المالية	<u>〈電気通信事業</u>
(新設)	(17) 貨物利用運送業
(新設)	(18) 古物の売買業
(新設)	(19) コンピュータ機器およ
	び周辺機器の古物に関する
	<u>斡旋、販売および賃貸借に関</u> する業務
(新設)	<u>9 公未伤</u> (20) コンピュータにかかわ
(和日文)	る災害復旧支援事業
(新設)	<u>る火音復山又援事業</u> (21) 金融に関する視察、セ
(1/1111)	ミナー、研修の企画・実施お
	よび受託
(新設)	<u>より文記</u> (22) システム関連設備の管
(4)(14%)	理に関する業務
	工に内 / ジ末切

	(新設)		(23)	建築工事、土木工事の
			設計	、施工、管理および請負
	( <u>13</u> ) 経営に関するコンサル		( <u>24</u> )	(現行どおり)
	ティング			
	( <u>14</u> ) 投資業		( <u>25</u> )	(現行どおり)
	( <u>15</u> ) 不動産の売買、賃貸、		( <u>26</u> )	(現行どおり)
	管理およびその斡旋ならび			
	に仲介			
	( <u>16</u> ) 保険代理業務		( <u>27</u> )	(現行どおり)
	( <u>17</u> ) メンタルヘルスケアお		( <u>28</u> )	(現行どおり)
	よびカウンセリングサービ			
	ス			
	( <u>18</u> ) 探偵業		( <u>29</u> )	(現行どおり)
	(19) 警備業		( <u>30</u> )	(現行どおり)
	( <u>20</u> ) 企業の人事・総務・経		( <u>31</u> )	(現行どおり)
	理事務および経営管理事務			
	の受託			
	( <u>21</u> ) 前各号に付帯する一切		( <u>32</u> )	(現行どおり)
	の業務			
2	前項各号の事業を自ら営む	2		(現行どおり)
	こと			
3	当会社の連結子会社および	3		(現行どおり)
	持分法適用会社について、次			
	に掲げる業務を行うこと			
	(1) 人事・総務・経理の業務			
	の支援、指導および代行			
	(2) 事業計画の策定および			
	変更の援助			
	(3) 事業に必要なシステム、			
	機器、ソフトウエア等の開			
	発、購入および運用の実施			
	(4) 営業活動の支援、援助お			
	よび代行			
	(5) 資金調達の計画、実施お			
	よび援助			

- (6) 業界動向に関する情報 収集
- (7) 商標の使用の許諾
- (8) 役員・従業員の福利厚生 に関する業務
- (9) 教育に関する支援、指導 および代行
- (10) 前各号に付帯する一切 の業務
- 4 前各項に付帯または関連す る一切の業務

(株券の発行)

- 第9条 当会社は、株式に係る株券を <u>発行する。</u>
  - 2 前項の規定にかかわらず、当 会社は単元未満株式に係る 株券を発行しないことがで きる。

(単元未満株主の売渡請求)

(実質株主を含む。以下同 じ。) は、その有する単元未 満株式の数と併せて単元株 式数となる数の株式を売り 渡すこと(以下、「買増し」 という)を当会社に請求する ことができる。

(単元未満株主の権利制限)

第 11 条 (省略)

(現行どおり) 4

(削除)

(単元未満株主の売渡請求)

第 10 条 単元未満株式を有する株主 第 9 条 単元未満株式を有する株主 は、その有する単元未満株式 の数と併せて単元株式数と なる数の株式を売り渡すこ と(以下「買増し」という。) を当会社に請求することが できる。

(単元未満株主の権利制限)

第 10 条 (現行どおり)

## (株主名簿管理人)

- 第12条 当会社は、株主名簿管理人を 置く。
  - 2 株主名簿管理人およびその 事務取扱場所は、取締役会の 決議によって選定し、公告す る。
  - 3 当会社の株主名簿(実質株主 名簿を含む。以下同じ。)、株 券喪失登録簿および新株予 約権原簿は、株主名簿管理人 の事務取扱場所に備え置き、 株主名簿、株券喪失登録簿お よび新株予約権原簿への記 載または記録、単元未満株式 の買取り・買増し、その他株 式ならびに新株予約権に関 する事務は株主名簿管理人 に委託し、当会社においては 取扱わない。

(株式取扱規程)

類ならびに株主名簿、株券喪 失登録簿および新株予約権 原簿への記載または記録、単 元未満株式の買取り・買増 し、その他株式または新株予 約権に関する取扱いおよび 手数料については、法令また は定款に定めるもののほか、 取締役会において定める株 式取扱規程による。

第 14 条~第 52 条

(省略)

(株主名簿管理人)

第 11 条 (現行どおり)

> 2 (現行どおり)

3 当会社の株主名簿および新 株予約権原簿の作成ならび に備え置き、その他の株主名 簿および新株予約権原簿に 関する事務は、これを株主名 簿管理人に委託し、当会社に おいては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 13 条 当会社が発行する株券の種 | 第 12 条 株主名簿および新株予約権 原簿への記載または記録、単 元未満株式の買取り・買増 し、その他株式または新株予 約権に関する取扱いおよび 手数料、株主の権利行使に際 しての手続き等については、 法令または定款に定めるも ののほか、取締役会において 定める株式取扱規程による。

第13条~第51条

(現行どおり)

沿革	沿革		
平成 19 年 10 月 1 日制定	平成 19 年 10 月 1 日制定		
(新規)	<u>附則</u>		
(新規)	第1条 当会社の株券喪失登録簿は、 株主名簿管理人の事務取扱 場所に備え置き、株券喪失登 録簿への記載または記録に 関する事務は株主名簿管理 人に取扱わせ、当会社におい ては取扱わない。		
(新規)	第2条 当会社の株券喪失登録簿へ の記載または記録は法令ま たは定款に定めるもののほ か、取締役会において定める 株式取扱規程による。		
(新規)	第3条 本附則第1条乃至本条は、平 成22年1月6日をもって削 除するものとする。		